

## 磐田市エコアクション21認証取得事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、事業活動による廃棄物抑制及び温室効果ガスの排出量の削減を図るため、エコアクション21の認証を取得した市内の事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、「エコアクション21」とは、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき一般財団法人持続性推進機構が定める規格に適合する環境マネジメントシステムをいう。

### (補助の対象及び補助金の交付額)

第3条 補助の対象及び補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 補助の対象

市内の事業所で市税を滞納していない事業者を対象として、当該事業者が当該事業に係るエコアクション21の認証を新規に取得するために要した経費で、市長が相当と認めるものとする。この場合において、事業者が市内及び市外の事業所について同時に認証を取得するときは、当該認証の取得にかかる経費について各事業所の従業員数で市内の事業所の従業員数を按分した額を補助対象経費とする。

#### (2) 補助金の交付額

補助金の交付額は、前号の経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ エコアクション21認証・登録証の写し

ウ エコアクション21の認証取得に係る支出を証明する書類の写し

エ 前条第1号後段に該当するときは、各事業所の従業員数の内訳がわかる書類

オ 市税に滞納のないことを証明できるもの

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

エコアクション21の認証・登録証に記載された日の属する年度の末日まで

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときはこれを審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(請求手続)

第7条 請求手続の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第4号)

(2) 提出期限

決定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日まで

(交付決定の取消しの通知)

第8条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書(様式第5号)によるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。